

〔源氏物語二〕木玄のびくの御かたがへ。と。ころはあまたありぬべけれど、ひさしくほどへて、わたり給へるにかたふたげてひきたがへ、ほかさまへとおぼさんは、いとおしきなるべし。

〔源氏物語三〕空蟬「われともゑらせじとおもほせど、いかにしてかゝることぞと、のちに思ひめぐらさんも、わがためにはことにもあらねど、あのつらき人の、あながちによをつゝ、むも、さすがにいとおしければ、たびくの御かたがへにことづけたまひさまを、いとよいひなし給、

〔源氏物語十〕八殿上人四五人ばかりつれてまいれり、うへにさぶらひけるを、御あそびありけるついでに、けふは六日の御ものいみあく日にて、かならず参り給べきを、いかなればとおほせられければ、こゝにかうとまらせ給にけるよしきこしめして、御せうそこあるなりけり、

〔河海抄八〕松風「けふは六日の御物いみあく日にて、勸文云、六日物忌事、長神物忌也、長神方違は、五日六日連續する也云々、

〔古事談一〕王道后宮「白川院、爲御方違渡御家保卿家之時、紫檀ノ甲琵琶日者所聞食置之琵琶、傍ニ銀琵琶一面ヲ立並テアリケルヲ御覽ジテ、有不受之御氣色、還御云々、

〔爲房卿記〕康和六年元長治二年二月十二日丙辰、方違四十五日忌宿、九條乗船著南廊、大將軍在南仍以大炊御門宅奉馬頭女房、以九條兩本所違所件忌也、

〔殿曆〕嘉承二年九月廿七日庚戌候内、以顯隆左府、源房并内府、源雅實、民部卿、江中納言等許ニ、主上堀河御方違事等示遣事趣大略、大嘗會ニ可御小安殿、而件小安殿當大將軍方、是如何、又依件忌、西六條を修理シテ、主上於御本所、件所令忌御如何、但件六條、已及大破、可爲大犯土、而幼主大犯土之所

ニ、纔兩三日之内、令渡給如何、此兩事何忌、重委可被申、但雖當大將軍方、依大嘗會、三ヶ夜宿給例、寛徳度、御豐樂殿、是從昭陽舍當大將軍方、堀河院御時、依大嘗會、渡御大膳職、而件職、自堀河院、當大將軍并王相方者、不可忌歟、但能量可申者、是先日院、白御命也、須於宿所定也、而件人々、此間不被出

軍并王相方者、不可忌歟、但能量可申者、是先日院、白御命也、須於宿所定也、而件人々、此間不被出

軍并王相方者、不可忌歟、但能量可申者、是先日院、白御命也、須於宿所定也、而件人々、此間不被出